

## **45 県産木材の利用の促進**

**提出先 林野庁**

### **【提案項目】**

森林整備加速化・林業再生基金事業について、県産木材の利用を促進するため、継続的な事業として平成27年度以降も予算措置すること。

### **【提案理由等】**

公共建築物等木材利用促進法が平成23年度に制定され、現在、本県においても、国の平成24年度第1次補正予算で成立した「森林整備加速化・林業再生基金事業」を活用し、公共建築物での県産木材の利用を促進している。

神奈川県では、引き続き木造公共施設や木材加工流通施設の整備を計画しているところであり、特に、木造公共施設は木材の使用量が多く、かつ、PR効果が非常に高いものである。しかしながら、公共施設整備は計画から完成までに長期間を要するため、平成26年度までの時限事業では活用できないケースが生じている。こうしたことから、平成27年度以降においても、事業の継続が必要である。